

市町村の行う土地改良事業の開始手続

区分	順序	事項	手続	関係条文
準備手続	1	事業計画の立案	市町村長	
	2	一定地域の決定	当該事業の施行に係る一定地域を定める。	
	3	測量・調査		法第118条第1項・第2号・第4項 則第91条
	4	権利関係等の調査	当該事業の施行に係る土地についての権利関係及び国有地等を調査する。	
	5	事業計画の概要等の作成	市町村長	則第76条の2 第76条の3 第6条 第6条の2
	6	事業実施に伴う条例の作成	市町村長	法第96条の4 自治法第224条
	7	事業計画の概要及び条例の決定	市町村長は当該市町村の議会にはかりその議決により事業計画の概要及び条例を定める。	法第96条の2第2項 則第76条の2 第76条の3 第6条・第6条の2
	8	国有地等の地区編入の承認申請	市町村長は当該土地を管理している行政庁又は地方公共団体に申請しその承認を受ける。	法第96条の2第7項 第5条第6項
	9	非農用地関係権利者全員の同意とりまとめ	建築物の敷地等の非農用地に係る所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有す者の全員の同意を得る。	法第96条の2第7項 第5条第7項 則第76条の7 第10条
	10	非農用地区域に係る農地法、農振法及び都市計画法との調整	非農用地区域を設定する場合、農業委員会等の関係機関と協議する。	
	11	事業計画の概要等の公告	市町村長は市町村の事務所に5日間公告する。	法第96条の2第2項 則第76条の4 第8条
	12	事業参加の申出	当該事業の執行に係る地域内にある土地についての所有者、利用者等は上記の公告期間満了後5日以内にその土地の関係農業委員会に申出る。	法第3条第1項 令第1条の3第1項 令第1条の4第1項 則第2条第1項・第2項 第3条
	13	農業委員会の決定及び公告	当該農業委員会は上記の申出を受理した日から7日以内に決定し、公告する。	令第1条の3第2項～第4項 令第1条の4第2項 則第2条第3項
	14	権利関係調査簿の作成	市町村長	
	15	関係土地改良区との協議及び同意	当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を素の地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、市町村長は関係土地改良区と協議してその同意を得る。	法第96条の2第2項
	16	同意のとりまとめ	市町村長が法第3条に規定する資格者の3分の2以上（農用地造成事業にあつては農用地外資格者の全員）の同意署名（記名を含む。）押印を得る。（2以上の事業の施行を目的とする場合には各別に求める。）	法第96条の2第2項～第4項 第5条第5項 第6条 則第76条の5 第9条 第76条の6 第10条～第12条

	17	不換地、特別減歩、又は異種目換地について内諾取得	上記の同意を得る際に、創設換地にみあう不換地、特別減歩又は異種目換地についての内諾を得る。なお、創設換地の取得者が、事業主体以外であるときは、その取得者の内諾を得る。	法第53条第1項 第53条の2 第53条の2の2 第53条の3の2
	18	関係農業協同組合の意見聴取	当該事業施行地域内に農業協同組合が現に土地改良事業を行っている場合には、市町村長は事業計画を決定する前にその意見を聞かなければならない。	法第96条の2第5項
	19	技術吏員の援助請求	事業計画書作成にあたり市町村長は知事に対し技術吏員の援助を求めることができる。	法第96条の2第7項 第7条第5項・第6項
	20	事業計画書作成	市町村長は事業計画書を作成する。 2～18を添付書類としてそろえておく。 1. ○○土地改良事業計画書 2. 条例 3. 議会の議決があったことを証する書面 4. 公告した事項を記載した書面 5. 3分の2以上(農用地造成事業の農用地外資格者については全員)の同意があったことを証する書面 6. 関係土地改良区の同意があったことを証する書面 7. 農用地造成事業における使用収益者の意見を記載した書面 8. 国有地等の編入承認があったことを証する書面 9. 非農用地関係権利者の同意があったことを証する書面 10. 事業費の細目及び資金計画を記載した書面 11. 農用地利用の申出があったことを証する書面 12. 不換地、特別減歩の内諾があったことを証する書面 13. 異種目換地の内諾があったことを証する書面 14. 創設非農用地(農用地)換地取得の内諾があったことを証する書面 15. 令第48条の5の要件を証する書面 16. 非農用地区域について関係機関との協議を了したことを証する書面 17. 地目別地積の合計調書 18. 各筆調書	法第96条の2第7項 第7条第3項・第4項 則第76条の7 第14条の2
	21	専門技術者の調査委嘱及び調査報告	市町村長は、専門技術者を委嘱し、当該土地改良事業計画につき調査報告を求める。	法第96条の2第7項 第8条第2項・第3項 則第76条の7 第15条
決 定	22	事業計画決定	市町村長は専門技術者の報告書に基づき事業計画を決定する。	法第96条の2第1項 第8条第2項
	23	知事への報告	事業計画決定後、遅滞なく知事に報告する。	法第96条の2第6項
	24	公告及び縦覧	市町村長は事業計画を決定したときは、その旨を公告し関係書類を縦覧に供する。	法第96条の2第7項 第87条第5項 則第76条の7 第16条
	25	利害関係人の審査請求	利害関係人は公告された決定に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市町村長に審査請求をすることができる。	法第96条の2第7項 第87条第6項
	26	審査請求に対する採決	上記の審査請求があった場合、市町村長は縦覧期間満了後60日以内に専門技術者の意見を聞いて採決する。	法第96条の2第7項 第87条第8項
	27	事業計画の確定	審査請求がないとき、又は審査請求があった場合において、上記採決が事業計画に矛盾するものでないときに確定する。	法第96条の2第7項 第87条第9項 第10項